

山ノ内町農業委員会の委員の選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山ノ内町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成29年山ノ内町条例第15号）に基づき、山ノ内町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選任の手續等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第2条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第9条の規定により、農業委員を推薦及び募集する方法は、次のとおりとする。

- (1) 町内の農業者又は地区等からの推薦
- (2) 町内の農業者が組織する団体その他の関係団体等からの推薦
- (3) 一般募集

2 農業委員のうち過半数は、法第8条第5項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）とする。ただし、同項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）第2条第1号及び第2号の規定により、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は省令第2条の各号に掲げる者とする。

3 農業委員のうち1人は、法第8条第6項に規定する者とする。

(推薦及び応募の資格)

第3条 農業委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び法第6条に規定する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、選任時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則として町内に住所を有する者
- (2) 町が設置する附属機関等の委員でない者
- (3) 町の職員でない者
- (4) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 年齢が満20歳以上の者

(推薦の求め及び募集の方法)

第4条 町長は、農業委員の推薦を求め、及び募集しようとするときは、推薦及び応募に必要な事項を、次に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 町広報への掲載

(2) 町ホームページへの掲載

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める方法

2 推薦の求め及び募集の期間は、28日間以上とする。

(推薦及び応募の手続)

第5条 第2条第1項第1号に規定する推薦の手続は、農業者又は地区等の代表者が山ノ内町農業委員会の農業委員候補者推薦調書（農委様式第1号）により推薦するものとする。

2 第2条第1項第2号に規定する推薦の手続は、農業者が組織する団体又はその他の関係団体の代表者が山ノ内町農業委員会の農業委員候補者推薦調書（農委様式第2号）により推薦するものとする。

3 第2条第1項第3号に規定する募集の手続は、募集に応募する者が山ノ内町農業委員会の農業委員応募書（農委様式第3号）により応募するものとする。

4 前各項に規定する調書及び申込書は、町長が指定する場所及び指定する日までに直接持参又は郵送により提出しなければならない。

(推薦を受けた者及び応募した者の公表)

第6条 町長は、推薦又は募集の状況を推薦等期間の中間及び終了後、省令第12条に規定する事項のほか、町長が必要と認める事項を町のホームページに掲載し公表するものとする。

(候補者の評価)

第7条 町長は、第5条の規定による候補者が、農業委員の定数を超えた場合は、山ノ内町農業委員等候補者評価委員会に、第3条に規定する資格の審査及び評価にあたり意見を求めるものとする。

(農業委員の任命)

第8条 町長は、前条の規定による審査及び評価に基づき決定した農業委員について、法第8条第1項の規定により議会の同意を得て農業委員に任命するものとする。

(委員の補充)

第9条 町長は、罷免、失職又は辞任により定数の4分の1以上の欠員が生じた場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに農業委員の補充選任を行うものとする。

2 農業委員の欠員により補充をされた農業委員の任期は、欠員となった委員の残任期間とする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。